

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 4240 事業名: 介護支援事業
 細事業名: 家族介護慰労事業

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
 主な施策: (5) 高齢者が安心して暮らせる自立支援

所管部署名
 部局名: 福祉部
 課名: 高齢福祉課

科目CD. 1030104 作成日 平成20年10月28日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
南丹市家族介護慰労事業実施要綱

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要	
◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)	在宅の重度の要介護者を介護している家族の経済的支援を図る。平成20年8月からは、市行政改革実施プランに基づき事業見直しを行い、支給対象者に所得制限を設け低所得者に対する支援という目的を明確化した。
◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)	介護慰労金を給付した。 介護手当を給付した。
◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)	要介護認定4または5の方を、介護保険サービスを利用しながら在宅で介護している同居家族 寝たきり認知症老人を、介護保険サービスをせず在宅で介護している同居家族
◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)	介護者への経済的支援を図った。

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 介護慰労金支給者数			精 査 途 中		
	② 介護手当支給者数					
	③					
	④					
	⑤					
対象指標	① 要介護度4・5認定者数			精 査 途 中		
	② 高齢者数					
	③					
成果指標	① 介護慰労金支給者数			精 査 途 中		
	② 介護手当支給者数					
	③					
決算(予算)額		(千円)	6,540	6,360	7,040	3,420
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	6,540	6,360	7,040	3,420
職員従事時間		(人)		0.02		
人件費 ※		(千円)		127		
トータルコスト ※		(千円)		6,487		

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

特記事項なし

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況

近隣市町村で同事業実施

※人件費は、職員の給与・諸手当で・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 経済的・精神的負担の軽減という趣旨から行政が行うべき事業

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 在宅で介護されている方を支援するための事業である

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 重度の要介護者を対象としており、経済的負担も大きい

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
 かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 在宅介護を支援する有効的な事業である

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
 かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 高齢者の在宅生活を支える趣旨から有効的な事業である

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
 大きい 小さい 無い

説明:

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 寝たきり・認知症老人介護手当事業と統合することは可能である

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

寝たきり・認知症老人介護慰労金事業と支給対象が類似していることにより、統合の方向で、総合的に判断を行う。

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 高齢者を在宅介護している家族への支援が効果的である

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 対象者を非課税世帯に限定する

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 支援する事業のため受益者負担はない

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 協働で行う事業ではない

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
 余地あり 余地なし

説明: 協働で行う事業ではない

所 属 長 総 括 評 価

在宅での介護は、介護者にとって24時間の対応が必要である。この事業により、高齢者を在宅介護している家族等の身体的、精神的、経済的負担の軽減が図れる事業である。

※事務局使用欄

一次評価	廃止	慰労金の給付ではなく、もっと違う手段 (例えば保険料の削減など) により経済的支援ができないか。
二次評価	要改善 (縮小)	慰労事業としての支給は将来的にも経済的支援としては検討すべきであり、家族介護のあり方など介護保険事業との関係を十分に精査しながら進める必要がある。ただし、介護保険を活用せずに、何とか家族を介護していこうとしている家庭への精神面での負担改称などの支援策は必要である。